

大月市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例（昭和29年大月市条例第16号）新旧対照表

改正後				現行			
別表 使用料金表				別表 使用料金表			
室別	附属器具	昼	夜	室別	附属器具	昼	夜
		自 午前8時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後10時			自 午前8時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後10時
屋内運動場 多目的室 公民館	机・椅子 その他附属	1日につき <u>1,620円</u>	1時間につき <u>540円</u>	屋内運動場 多目的室 公民館	机・椅子 その他附属	1日につき <u>1,570円</u>	1時間につき <u>520円</u>
教室	机・椅子 その他附属	〃 210円	1夜につき <u>320円</u>	教室	机・椅子 その他附属	〃 210円	1夜につき <u>310円</u>
音楽室		〃 <u>430円</u>	〃 <u>640円</u>	音楽室		〃 <u>420円</u>	〃 <u>620円</u>
その他の室		〃 100円	〃 210円	その他の室		〃 100円	〃 210円
運動場		〃 一円	1時間につき <u>2,160円</u> の範囲内で教育 委員会の定める額	運動場		〃 一円	1時間につき <u>2,100円</u> の範囲内で教育 委員会の定める額
附記 夜の部には常置取付器具に対する電気料金を含む特別の電気設備を要する場合には使用者の負担とする。				附記 夜の部には常置取付器具に対する電気料金を含む特別の電気設備を要する場合には使用者の負担とする。			